

大分県報

平成二十八年
第二八二三号
十月十八日

（火曜日）

目次

告示

救急病院等の認定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	四
大規模小売店舗の廃止の届出	六
流行性脳炎の発生	六
ヨ―ネ病の発生	六
指定予定保安林	六
指定道路の位置の変更	七
道路区域の変更	七
道路の供用開始	七
日田市計画道路の変更	八
公 告	八
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）	八

○告示

大分県告示第五百三十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院

救急病院	名称	所在地	認定期間
救急病院	大分県立病院	大分市豊饒四七六番地	平二八・一〇・一七から 平三一・一〇・一六まで
救急病院	大分こども病院	大分市大字片島八三番地の七	平二八・一〇・一七から 平三一・一〇・一六まで
救急病院	聖陵岩里病院	日田市大字高瀬一六の一八	平二八・一〇・一七から 平三一・一〇・一六まで

大分県告示第五百三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請の概要
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
愛知県名古屋市中区東桜二丁目十八番三十一号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役社長 伊 藤 勝 康
- 特定事業場の所在地及び名称
別府市堀田七組の一
リゾーピア別府
- 設置される特定施設の種類
3 設置される特定施設の種類の
ハ 入浴施設

種 類	入浴施設
能 力	五・四㎡/日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	―

平成二十八年十月十八日

大分県報（告示）

一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	汚水等の汚染の状態の値							汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	
							りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目							単位
一八時間	連続	—	—	—	六・四m ³ /日	入浴施設	—	一・五	五	二	二	六	通常	五・四	通常	一八時間	連続	—	—	
							二	三	一〇	四	四	八	最大	五・四	最大					
使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法	汚水等の汚染の状態の値							汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動
												りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目		
なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦六・〇m×横一二・五m×高さ四・七m	鉄筋コンクリート	六八m ³ /日	長時間ばっ気方式	生物化学的処理		—	一・五	五	二	二	六	通常	六・四	通常
												二	三	一〇	四	四	八	最大	六・四	最大

汚水等の状態の値										一日当たりの排出水量		排水口名		汚水等の状態の値										汚水等の一日当たりの量								
大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	排水口No.1	大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後				
三、〇〇〇以下	二・〇	九・九	二八・六	二七・六	一四・一	五・八〇八・六	通常の値		七・二	通常の値	排水口No.1	一	五	三〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	処理前		四八	通常の値	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	最大の値	六八	六八
三、〇〇〇	三・四	一七・〇	四九・〇	四七・七	二四・三	五・八〇八・六	最大の値		一七・二	最大の値		三、〇〇〇	二・五	四四	四〇	二〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	処理後		最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	
<p>平成二十八年十月十八日</p>										<p>5 排水水の量及び汚染状態の値</p>										<p>通常の値</p>												
<p>大分県報(告示)</p>										<p>大分県告示第五百三十七号</p> <p>瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。</p> <p>なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年十月十八日</p>										<p>その他の参考となるべき事項</p> <p>プールからの排水水八〇m³については、ほぼ月に一回程度排出される。</p>												
<p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名</p> <p>大分市大字旦野原七百番地</p> <p>国立大学法人 大分大学</p> <p>学長 北野 正剛</p>										<p>2 特定事業場の所在地及び名称</p> <p>由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地</p> <p>大分大学挾間キャンパス</p>										<p>3 設置される特定施設の種別</p> <p>水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二</p> <p>イ 洗浄施設</p>		<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間</p> <p>平成二十八年十月十八日から同年十一月八日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所</p>										
<p>工事着手予定年月日</p> <p>平二八・一一・三〇</p>										<p>力</p> <p>〇・〇六m³/日</p>										<p>洗浄施設(ステンレス製)一基</p>		<p>大分県知事 広瀬 勝貞</p>										

平成二十八年十月十八日

大分県報(告示)

工事完成予定年月日	平二九・一・一三		
	使用開始予定年月日	平二九・一・一七	
使用時間	八時間		
使用の季節的変動	なし		
汚水等の一日当たりの量			
項目	単位	通常値	最大値
水素イオン濃度	mg/l	六〇八	六〇八
生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇〇	一〇〇
化学的酸素要求量	mg/l	―	―
浮遊物質	mg/l	六〇	八〇
窒素含有量	mg/l	五	七
りん含有量	mg/l	三	五
4 汚水等の処理の方法		設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。	
5 排出水の量及び汚染状態の値		排水口A	
一日当たりの排出水量	単位	通常値	最大値
項目	単位	通常値	最大値
水素イオン濃度	mg/l	六・一〇六・五	六・一〇六・五
生物化学的酸素要求量	mg/l	一・二五	二・五

汚水等の状態の値	化学的酸素要求量	mg/l	三
	浮遊物質	mg/l	〇
窒素含有量	mg/l	一・六二五	三・二五
りん含有量	mg/l	〇・六二五	一・二五
その他参考となるべき事項	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ		
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	縦覧期間 平成二十八年十月十八日から同年十一月八日まで		
1 縦覧場所	縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所		
2 縦覧場所	大分県告示第五百三十八号		
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。 平成二十八年十月十八日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
一 届出の概要			
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 HIヒロセ大在店			
2 届出者の氏名又は名称及び住所 株式会社ホームインプループメントひろせ 代表取締役社長 廣瀬 舜一			
3 変更しようとする事項 大分市古国府二百四十三―九			
（一）大規模小売店舗内の店舗面積の合計 変更前 二千四百七十八平方メートル			

変更後 六千平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 第一駐車場 建物北側 百二十台
変更後 第一駐車場 建物東側、西側及び北側 百九十三台

第二駐車場 建物南側 十五台

第三駐車場 計画敷地南西側 八十三台

第四駐車場 計画敷地南側 二十五台

第五駐車場 計画敷地南東側 三十台

合計 三百四十六台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 建物西側 二十台

変更後 建物北東側 二十七台

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 第一駐車場 店舗敷地北側 二箇所

変更後 第一駐車場 店舗敷地北側 二箇所

第二駐車場 店舗敷地南側 一箇所

第三駐車場 店舗敷地南西側 一箇所

第四駐車場 店舗敷地南側 一箇所

第五駐車場 店舗敷地南東側 一箇所

合計 六箇所

変更する年月日

平成二十九年五月三十一日

4

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ホームインブルームメントひろせ

代表取締役社長 廣瀬 舜一

大分市古国府二百四十三一九

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.一 建物北側 百五平方メートル

荷さばき施設No.二 建物南側 三十四平方メートル

合計 百三十九平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫No.一 建物北西側 十八・七一立方メートル

廃棄物保管庫No.二 建物南東側 十・三九五立方メートル

廃棄物保管庫No.三 建物南東側 十七・三三五立方メートル

合計 四十六・四三一立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.一 午前八時から午後五時まで

荷さばき施設No.二 午前八時から午後五時まで

二 届出年月日

平成二十八年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年二月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

い。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。
平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

一〇〇満ポルト大分南店

大分市大字寒田千十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンキュー

代表取締役 小 林 義 典

福井県福井市新保北一丁目六百一番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 千九百七十三平方メートル

廃止後 〇平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十八年九月三十日

二 届出年月日

平成二十八年十月三日

大分県告示第五百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり流行性脳炎の発生について届出があった。
平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

家畜の種類	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日

豚

患畜

一〇頭

臼杵市

平成二八・九・一五

大分県告示第五百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病の発生について届出があった。
平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

家畜の種類	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
牛（ホルスタイン種）	患畜	三頭	国東市	平成二八・一〇・三

大分県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
日田市大山町西大山字上畑四四七五番一・四四七七番・四四七九番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四四八一番
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上畑四四七五番一、四四七七番、四四七九番、四四八一番（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部
森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により指定し
た道路の位置を次のとおり変更した。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広瀬 貞

区分	指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
前	別第二一 一号	速見郡日出町大字 藤原字西金松二〇 二一番五、二〇二 二番四及び二〇二 二番四地先里道	平二一・八・二一	メートル 六・二〇 ）六・〇〇	メートル 五〇・四一
後	別第二八 一号	速見郡日出町大字 藤原字西金松二〇 二一番五、二〇三 二番一及び二〇二 一番五地先里道	平二八・九・三〇	メートル 六・一六 ）五・〇〇	メートル 一四六・九八

大分県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の
区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え
置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
			大分県知事 広瀬 貞		

平成二十八年十月十八日

田竹田線 県道牧口徳	豊後大野市緒方町徳田字 萩原六九番一地从先から 下鶴八四番四地先まで	豊後大野市緒方町徳田字 萩原六九番一地从先から 下鶴八四番四地先まで	豊後大野市清川町三玉字 浦六七四番三から 豊後大野市清川町三玉字 浦六七二番三まで	豊後大野市清川町三玉字 浦六七四番三から 豊後大野市清川町三玉字 浦六七二番三まで	後		前	
					後		前	
					B	A	B	A
					メートル 三六・八 ）八・四	メートル 一七・〇 ）九・〇	メートル 一七八・八	メートル 一七八・八
					メートル 三一・六 ）一〇・三	メートル 七・五 ）五・四	メートル 一〇八・〇	メートル 一〇八・〇
					メートル 二一・七 ）五・〇	メートル 九・七 ）四・〇	メートル 一三七・〇	メートル 一三七・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第五百四十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。

大分県報（告示）

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道安心院湯布院線 宇佐市安心院町古市字古園八一番四から 宇佐市安心院町龍王字七貫一五七番五まで

豊後大野市清川町三玉字浦六七四番三から 豊後大野市清川町三玉字浦六七二番三まで

豊後大野市緒方町徳田字萩原六九番一地从先から 豊後大野市緒方町徳田字下鶴八四番四まで

大分県告示第五百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり日田都市計画道路を変更した。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

日田都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	

三・五・一九号 銭測大宮線	日田市大字高瀬 字銭測	日田市大字高瀬 字手崎	一部区域の変更
---------------	-------------	-------------	---------

（区域は、別図のとおり）

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
日田市田島町二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備えて置いて縦覧に供する。）

○ 公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
------------	------

佐伯市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年九月二十七日付け大分県告示第五百九号により行った同法第三十条の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十八年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
------------	------

野々下甚太郎 佐伯市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年九月二十七日付け大分県告示第五百十号により行った同法第三十条の規定による通知